

■ 桑名市議会議員政治倫理条例施行規程(平成23年6月28日 議会告示第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、桑名市議会議員政治倫理条例(平成23年桑名市条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(宣誓書)

第2条 条例第3条第1項に規定する宣誓は、宣誓書(様式第1号)によるものとする。

(審査請求の手続き)

第3条 条例第6条第1項の規定による審査の請求(以下「審査請求」という。)は、審査請求書(様式第2号)により行うものとする。

- 2 審査請求書には、政治倫理基準の違反を疑うにたる事実を証する資料のほか、市民による審査請求にあっては、審査請求署名簿(様式第3号)を添付しなければならない。
- 3 審査請求書には、市民又は議員の代表者(以下「審査請求代表者」という。)が、署名及び押印しなければならない。この場合において、審査請求署名簿及び議員の連署における署名についても、同様とする。

(審査請求書などの受理等)

- 第4条** 議長は、審査請求書の提出があったときは、その記載事項及び添付書類並びに審査請求をする者の資格等を審査し、受理すべきかどうかを決定しなければならない。
- 2 議長は、前項の規定により審査した結果、審査請求書に形式上の不備があると認めるときは、審査請求代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
 - 3 議長は、審査請求代表者が前項の命令に従わなかった場合は、審査請求を受理しないことができる。この場合において、その旨を審査請求代表者に書面により通知するものとする。

(審査会の傍聴)

第5条 審査会の傍聴については、桑名市議会傍聴規則(平成16年桑名市議会規則第3号)の例による。

(審査結果の報告)

第6条 条例第10条の規定による審査の結果の報告は、審査結果報告書(様式第4号)により行うものとする。

(公表の方法)

第7条 条例第11条の規定による公表の方法は、ホームページへの掲載等により行うものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

宣 誓 書

私は、市民の信託によるものであることを深く自覚し、桑名市議会議員政治倫理条例を遵守し、市民全体の代表者として、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを誓います。

年 月 日

桑名市議会議員

印

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

(宛先)

桑名市議会議長

(審査請求代表者)

住所

氏名

印

審 査 請 求 書

桑名市議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定により、次のとおり審査を請求します。

審査請求の対象議員	
政治倫理基準に違反すると考えられる内容	
政治倫理基準に違反すると考えられた根拠	桑名市議会議員政治倫理条例第5条第 号
政治倫理基準に違反すると考えられたことを証する資料	

様式第3号(第3条関係)

審査請求署名簿

桑名市議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定により、議員に係る審査を請求する
ために署名します。

併せて、桑名市議会議長が、選挙管理委員会に対し、署名した者が選挙人名簿に登録された者であるか確認を求めることについて、同意します。

選挙人 である ことの 確認欄	番号	署名年月日	住所	氏名	印

- (注) 1 署名簿は、各署名簿に通じる一連番号を付すこと。
2 氏名は、自署すること。
3 選挙人であることの確認欄は、記入しないこと。

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

(宛先)

桑名市議会議員長

桑名市議会議員政治倫理審査会
委員長

㊟

審査結果報告書

年 月 日付けで審査請求のあった件について、桑名市議会議員政治倫理条例第10条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 審査請求の対象議員

2 審査の結果

別紙のとおり